



発行 新潟県

号外 4

令和4年3月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

訓 令

- 9 新潟県労働委員会事務局処務規程の一部改正（労働委員会事務局総務課）

病院局管理規程

- 8 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 9 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

病院局訓令

- 1 新潟県病院局事務決裁規程の一部改正（病院局総務課）

企業局管理規程

- 5 新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（企業局総務課）
- 6 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

企業局訓令

- 4 新潟県企業局事務決裁規程の一部改正（企業局総務課）

人事委員会規則

- 6-1874 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1875 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1876 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1877 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1878 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 12-98 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 20-5 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

人事委員会告示

- 1 県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等（人事委員会事務局総務課）

教育委員会規則

- 1 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 2 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 3 新潟県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）
- 4 新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則（財務課）
- 5 新潟県政記念館規則等を廃止する規則（文化行政課）

教育委員会訓令

- 1 新潟県教育委員会職員服務規程の一部改正（教育庁総務課）
- 2 新潟県教育委員会事務委任規程の一部改正（教育庁総務課）
- 3 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正（教育庁総務課）
- 4 新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程の一部改正（教育庁総務課）
- 5 新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正（教育庁総務課）
- 6 新潟県教育委員会文書規程の一部改正（教育庁総務課）
- 7 新潟県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正（福利課）

教育委員会告示

- 5 新潟県埋蔵文化財価格評価員規程等の廃止について（文化行政課）

労働委員会告示

- 1 新潟県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正（労働委員会事務局総務課）

訓 令

◎新潟県訓令第9号

本 庁
労働委員会事務局

新潟県労働委員会事務局処務規程（昭和36年2月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするものを除く。以下「休暇等」という。）並びに課長の5日以上<small>の</small>休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等<small>を</small>すること（研修及び兼職の場合にあつては、<u>総務部長</u>及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするものを除く。以下「休暇等」という。）並びに課長の5日以上<small>の</small>休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等<small>を</small>すること（研修及び兼職の場合にあつては、<u>総務管理</u>部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	薬剤部長（妙高病院、柿崎病院、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、津川病院、吉田病院又は坂町病院に置かれるものに限る。）	5種		薬剤部長（妙高病院、柿崎病院、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、吉田病院又は坂町病院に置かれるものに限る。）	5種
	(略) 新発田病院臨床検査技師長	5種		(略) 新発田病院臨床検査技師長 <u>新発田病院リハビリテーション技師長</u>	5種
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
	(略)	5種		(略)	5種
	看護専門学校副校長			<u>看護専門学校副校長（新発田病院附属看護専門学校又は吉田病院附属看護専門学校に置かれるものに限る。）</u>	
(略)		(略)			
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p>内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 心臓血管・呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 <u>臨床工学科</u> 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部 看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p>内科 脳神経内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 <u>臨床工学科</u> 歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</p> <p>研究部～がん予防総合センター (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前条第1項に規定する部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>管理部 (略)</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p>内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 心臓血管・呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</p> <p>薬剤部 看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p>内科 脳神経内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</p> <p>研究部～がん予防総合センター (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前条第1項に規定する部の分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>管理部 (略)</p>

<p>診療部 (1)～(5) (略) <u>(6) 医療機器の管理及び操作に関する事項</u> 薬剤部・看護部 (略) 2・3 (略) 4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、地域連携・相談支援センター患者サポートセンター、緩和ケアセンター、がんゲノム医療センター及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。 臨床部 (1)～(5) (略) <u>(6) 医療機器の管理及び操作に関する事項</u> 研究部～がん予防総合センター (略) 5～8 (略) 第17条の3 (略) <u>(業務調査員)</u> 第17条の4 <u>経営企画課に業務調査員を置くことができる。</u> 2 <u>業務調査員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</u> 第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 管理部 (略) 診療部 (臨床部及び研究部を含む。) 診療部長 (臨床部長及び研究部長を含む。) 科部長 科医長 診療放射線技師長 診療放射線副技師長 臨床検査技師長 臨床検査副技師長 <u>臨床工学技士長</u> リハビリテーション技師長 リハビリテーション副技師長 薬剤部～教育研修センター (略) 2～7 (略)</p>	<p>診療部 (1)～(5) (略) 薬剤部・看護部 (略) 2・3 (略) 4 県立がんセンター新潟病院の臨床部、研究部、情報調査部、地域連携・相談支援センター患者サポートセンター、緩和ケアセンター、がんゲノム医療センター及びがん予防総合センターの分掌事務は、次のとおりである。 臨床部 (1)～(5) (略) 研究部～がん予防総合センター (略) 5～8 (略) 第17条の3 (略) 第20条 病院の部、センター、室、課、科及び係に、次のとおり長を置く。 管理部 (略) 診療部 (臨床部及び研究部を含む。) 診療部長 (臨床部長及び研究部長を含む。) 科部長 科医長 診療放射線技師長 診療放射線副技師長 臨床検査技師長 臨床検査副技師長 リハビリテーション技師長 リハビリテーション副技師長 薬剤部～教育研修センター (略) 2～7 (略)</p>
---	---

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

病院局訓令

◎新潟県病院局訓令第1号

局本庁

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改正後	改正前
<p>別表第2（第6条の3関係） 経営企画員等共通専決事項 (1) (略) <u>(2) 届出及び報告を受理すること（軽易なものに限る。）。</u> <u>(3) (略)</u></p>	<p>別表第2（第6条の3関係） 経営企画員等共通専決事項 (1) (略) <u>(2) (略)</u></p>

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第 5 号

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年新潟県企業局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第 5 条 条例第14条第 2 項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）その他の電磁的記録 当該電磁的記録を企業管理者が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第 4 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合であって、企業管理者がその保有するプログラムにより公開を実施することができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。</u></p>	<p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第 5 条 条例第14条第 2 項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）その他の電磁的記録 当該電磁的記録を企業管理者が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（企業出納員等の設置及び任命） 第5条 （略） 2 企業出納員は、総務課長、 <u>総務課長補佐及び予算係長</u> の職にある者をもつて充てる。 3・4 （略）	（企業出納員等の設置及び任命） 第5条 （略） 2 企業出納員は、総務課長 <u>及び</u> 総務課長補佐の職にある者をもつて充てる。 3・4 （略）

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第4号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）に対応する同表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には当該移動後別表細目を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第3の5 （第6条の5関係） 係長共通専決事項 (1) (略) <u>(2) 届出及び報告を受理すること（軽易なものに限る。）。</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)	別表第3の5 （第6条の5関係） 係長共通専決事項 (1) (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1874号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則第6-1186号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（医療職給料表（三））</p> <p>第5条 医療職給料表（三）は、<u>総務部人事課</u>、保健所、<u>児童相談所</u>、コロニーにいがた白岩の里、はまぐみ小児療育センター、教育庁福利課及び警務部厚生課に勤務する次に掲げる職員で、保健指導又は看護等に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">（研究職給料表）</p> <p>第6条 研究職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で試験研究又は調査研究業務に従事するものに適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>県立歴史博物館</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（医療職給料表（三））</p> <p>第5条 医療職給料表（三）は、<u>総務管理部人事課</u>、保健所、コロニーにいがた白岩の里、はまぐみ小児療育センター、教育庁福利課及び警務部厚生課に勤務する次に掲げる職員で、保健指導又は看護等に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">（研究職給料表）</p> <p>第6条 研究職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で試験研究又は調査研究業務に従事するものに適用する。</p> <p>(1) <u>県立歴史博物館</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1875号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第 6 - 48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）			別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
地 域 課	えちごに乗り組む職員	3	地 域 課	1 航空機の事業用操縦士としての業務に従事することを本務とする職員 2 えちごに乗り組む職員	3
警備第二課	1 航空機の事業用操縦士としての業務に従事することを本務とする職員 2 航空整備士	3 1	3 航空整備士		1
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1876号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(規則第6-1313号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第3条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>環境局環境対策課</u></p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(動物処理等作業手当)</p> <p>第6条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>環境局環境対策課</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(県税賦課徴収手当)</p> <p>第15条 条例第16条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総務部税務課県税集中管理室(電算管理係を除く。)</u></p> <p>2 条例第16条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総務部税務課</u></p> <p>(3) <u>総務部税務課県税集中管理室</u></p> <p>3 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める職員は、<u>総務部税務課県税集中管理室長</u>、地域振興局県税部長(兼職により当該職又は他の職を占めている職員を除く。)とする。</p> <p>(環境衛生検査手当)</p> <p>第17条 条例第18条第1項の人事委員会規則で定め</p>	<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例第3条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県民生活・環境部環境対策課</u></p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(動物処理等作業手当)</p> <p>第6条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県民生活・環境部環境企画課</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(県税賦課徴収手当)</p> <p>第15条 条例第16条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総務管理部税務課県税集中管理室(電算管理係を除く。)</u></p> <p>2 条例第16条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総務管理部税務課</u></p> <p>(3) <u>総務管理部税務課県税集中管理室</u></p> <p>3 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める職員は、<u>総務管理部税務課県税集中管理室長</u>、地域振興局県税部長(兼職により当該職又は他の職を占めている職員を除く。)とする。</p> <p>(環境衛生検査手当)</p> <p>第17条 条例第18条第1項の人事委員会規則で定め</p>

る職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。

- (1) (略)
- (2) 環境局環境対策課
- (3)・(4) (略)

る職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。

- (1) (略)
- (2) 県民生活・環境部環境対策課
- (3)・(4) (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1877号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(規則第6-118号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後				改正前			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の事務部局	本庁	(略)	2種	知事の事務部局	本庁	(略)	2種
		(略)				政策統括監 男女平等・共同 参画統括監	
		(略)					
		(略)					
地域振興局	新発田地域振興局長 新潟地域振興局長 長岡地域振興局長 南魚沼地域振興局長 上越地域振興局長	1種	地域振興局	新潟地域振興局長 長岡地域振興局長 上越地域振興局長	1種		
						(略)	
						副部長(佐渡地域振興局農林水産振興部の森林及び林業、水産振興又は農村振興に関する事務を担当するもの並びに地域整備部の港湾及び空港に関する事務を担当するものに限る。) 地域振興監 (略) 児童・障害者相談センター所長	5種

	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)	5種	
	(略)		
	(略)		
職業能力 開発校	新潟テクノス クール校長	3種	
	校長(区分3種 のものを除く。) 新潟テクノス クール副校長 新潟テクノス クール総務課長	5種	
近代美術 館	館長 副館長 万代島美術館長		
歴史博物 館	副館長		
	(略)		
(略)			
教育委員 会の事務 部局	(略)		
	(略)	(略)	
	(略)	5種	
	(略)		
(略)			
備考	(略)		

	(略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)	5種	
歴史博物 館	副館長		
	(略)		
	(略)		
職業能力 開発校	新潟テクノス クール校長	3種	
	校長(区分3種 のものを除く。) 新潟テクノス クール副校長 新潟テクノス クール総務課長	5種	
	(略)		
(略)			
教育委員 会の事務 部局	(略)		
	(略)	(略)	
	(略)	5種	
	(略)		
近代美術 館	館長 副館長 万代島美術館長		
	(略)		
備考	(略)		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1878号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所在地	公署及び学校等	区域	所在地	公署及び学校等	区域
(略)			(略)		
上越市	(略) 上越地域振興局 (健康福祉環境部、 <u>児童・障害者相談センター</u> 、 <u>地域整備部</u> 、 <u>正善寺分室及び直江津港湾事務所</u> を除く。)	上越市	上越市	(略) 上越地域振興局 (健康福祉環境部を除く。)	上越市
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第12-98号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表			別表		
機関	職		機関	職	
本庁	(略)		本庁	(略)	
	知事部局	危機管理監 行財政改革監 部長 局長 参与 広報監 副危機管理監 国際企画監 <u>デジタル改革監</u> 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 政策統括監 <u>男女平等・共同参画統括監</u> 政策監 課長 室長（韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） (略) (総務部財政課関係) (略) (総務部人事課関係) (略) (総務部行政改革課関係) (略) (総務部法務文書課関係)		知事部局	危機管理監 行財政改革監 部長 局長 参与 広報監 副危機管理監 国際企画監 <u>情報企画監</u> 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 政策統括監 政策監 課長 室長（韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。） センター長 企画主幹（人事に関する事務を行うものに限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置かれるものに限る。） 総務班の副参事（人事に関する事務を行うものに限る。） (略) (総務管理部財政課関係) (略) (総務管理部人事課関係) (略) (総務管理部行政改革課関係) (略) (総務管理部法務文書

		係) (略) (総務部管財課関係) (略)			課関係) (略) (総務管理部管財課関係) (略)
		(略)			(略)
	教育委員会 事務局	(略) (高等学校教育課関係) 参事 <u>審査調整・奨学金</u> <u>係長</u> 管理係長 企画 振興係長 管理主事 <u>審査調整・奨学金係</u> の職員 団体に関する事務を行う 主査、主任及び主事		教育委員会 事務局	(略) (高等学校教育課関係) 参事 <u>審査調整係長</u> 管 理係長 企画振興係長 管理主事 <u>審査調整係</u> の職員団体に関する事務 を行う主査、主任及び主 事
	(略)			(略)	
本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 部長 所長 医 監 <u>地域振興監</u> 副部 長 副所長 センター長 (県民サービスセンター 長を除く。) 次長 農 林事務所長 維持管理 事務所長 分所長 農 林事務所次長 維持管 理事務所次長 総務課 長 庶務課長 総務福 祉課長 業務課長(港湾 事務所(新潟地域振興局 新潟港湾事務所東港分 所を除く。)並びに村上、 <u>三条、魚沼、十日町、柏</u> <u>崎、糸魚川及び佐渡</u> の各 <u>地域振興局地域整備部</u> に置かれるものに限る。) <u>港湾空港業務課長</u> 総 務係長(企画振興部に置 かれるものに限る。)	本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 部長 所長 医 監 副部長 副所長 セ ンター長(県民サービス センター長を除く。) 次 長 農林事務所長 維持 管理事務所長 分所長 農林事務所次長 維持 管理事務所次長 総務課 長 庶務課長 総務福 祉課長 <u>企画調整課長</u> (庶務に関する事務を行 うものに限る。) 業務課 長(港湾事務所(新潟地 域振興局新潟港湾事務 所東港分所を除く。)及 び佐渡地域振興局地域 整備部に置かれるもの に限る。) 総務係長(津川 地区振興事務所に置か れるものを除く。)
	(略)			(略)	
	消防学校	校長 教頭 総務課長		消防学校	校長 教頭 総務課長
	(略)			歴史博物館	館長 副館長
	(略)			(略)	
	職業能力開 発校	校長 副校長 総務課長 庶務課長 能力開発支援 課長(庶務に関する事務 を行うものに限る。)		職業能力開 発校	校長 副校長 総務課長 庶務課長 能力開発支援 課長(庶務に関する事務 を行うものに限る。)
	近代美術館	館長 副館長			
	近代美術館 万代島美術 館	万代島美術館長			
	歴史博物館	館長 副館長			
	(略)			(略)	

	少年自然の家	所長 次長		少年自然の家	所長 次長
	(略)			近代美術館	館長 副館長
備考 (略)			備考 (略)	近代美術館 万代島美術館	万代島美術館長
				(略)	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第20-5号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（規則第20-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（部長又は課長に相当する職）</p> <p>第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 新潟県行政組織規則第165条第3項に規定する参与、同条第5項に規定する副部長、同条第7項に規定する次長、同規則第165条の4第1項に規定する国際企画監、同規則第165条の5第1項に規定する<u>デジタル改革監</u>、同規則第165条の6第1項に規定する原子力安全広報監、同規則第166条第1項に規定する新産業企画監、同規則第168条第1項に規定する都市局長、同規則第169条第1項に規定する課長、同規則第182条第1項に規定する参事(部又は局に置くものに限る。)及び技監、同規則第182条の2第1項に規定する政策統括監及び男女平等・共同参画統括監、同規則第188条第1項に規定する地域機関の長(地域振興局長を除く。)、同規則第190条第1項に規定する地域振興局の部長並びに同条第2項に規定する<u>事務所及び児童・障害者相談センター</u>の所長(農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（部長又は課長に相当する職）</p> <p>第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 新潟県行政組織規則第165条第3項に規定する参与、同条第5項に規定する副部長、同条第7項に規定する次長、同規則第165条の4第1項に規定する国際企画監、同規則第165条の5第1項に規定する<u>情報企画監</u>、同規則第165条の6第1項に規定する原子力安全広報監、同規則第166条第1項に規定する新産業企画監、同規則第168条第1項に規定する都市局長、同規則第169条第1項に規定する課長、同規則第182条第1項に規定する参事(部又は局に置くものに限る。)及び技監、同規則第182条の2第1項に規定する政策統括監、同規則第188条第1項に規定する地域機関の長(地域振興局長を除く。)、同規則第190条第1項に規定する地域振興局の部長並びに同条第2項に規定する事務所の所長(農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の職員の退職管理に関する規則第14条第1号に規定する情報企画監であった者については、なお従前の例による。

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第1号

県の行う事業又は事務所について、労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものを次のとおりとし、令和4年4月1日から施行する。

なお、県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等（令和2年3月新潟県人事委員会告示第1号）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和 4 年 3 月 29 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第 1 の号別等

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 4 章の適用を受ける地方公営企業以外の県の行う事業又は事務所に
ついて、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲
げる事業のいずれにも該当しないものは、次のとおりである。

1 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が職権を行使するもの

(1) 労働基準法別表第 1 に掲げる事業に該当するもの

名 称	労働基準法 別表第 1 号別
新潟県消防学校（自治研修所を含む。）	第 12 号
新潟県放射線監視センター	〃
新潟県保健環境科学研究所	〃
新潟県工業技術総合研究所	〃
同 各技術支援センター	〃
新潟県醸造試験場	〃
各新潟県立テクノスクール	〃
新潟県立近代美術館	〃
同 万代島美術館	〃
新潟県立歴史博物館	〃
新潟県農業総合研究所	〃
同 各研究センター	〃
同 各農業技術センター	〃
新潟県農業大学校	〃
新潟県森林研究所	〃
新潟県水産海洋研究所	〃
同 佐渡水産技術センター	〃
新潟県内水面水産試験場	〃
同 魚沼支場	〃
新潟県立教育センター	〃
新潟県立図書館	〃
新潟県立生涯学習推進センター	〃
新潟県少年自然の家	〃
新潟県立文書館	〃
各新潟県立高等学校	〃
各新潟県立中等教育学校	〃
新潟県立新潟よつば学園（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
新潟県立長岡聾学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
各新潟県立特別支援学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
新潟県立幼稚園	〃
新潟県警察学校	〃
(2) 労働基準法別表第 1 に掲げる事業のいずれにも該当しないもの	
新潟県知事部局本庁（交通事故相談所及び鳥獣被害対策支援センターを含む。）	
新潟県知事政策局国際課パスポートセンター	
新潟県議会事務局	
新潟県選挙管理委員会事務局	
新潟県人事委員会事務局	
新潟県監査委員事務局	

- 新潟県労働委員会事務局
- 各新潟県海区漁業調整委員会事務局
- 新潟県教育庁本庁
- 新潟県警察本部（各隊及び運転免許センターを除く。）
- 新潟県警察本部各隊
- 新潟県警察本部運転免許センター
- 各新潟県地域振興局（他に定めるものを除く。）
- 各新潟県地域振興局児童・障害者相談センター
- 各新潟県地域振興局地域整備部維持管理事務所
- 新潟県新発田地域振興局県税部村上収税課
- 新潟県新潟地域振興局県税部（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課を除く。）
- 新潟県新潟地域振興局県税部三条収税課
- 新潟県新潟地域振興局県税部佐渡収税課
- 新潟県新潟地域振興局地域整備部
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部
- 新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所
- 新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所
- 新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所
- 新潟県長岡地域振興局県税部柏崎収税課
- 新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町収税課
- 新潟県上越地域振興局県税部糸魚川収税課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所
- 新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所
- 新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農政庁舎）
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農地庁舎）
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（水産庁舎）
- 新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）
- 新潟県東京事務所
- 新潟県消費生活センター
- 新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里
- 新潟県中央福祉相談センター（中央児童相談所、女性福祉相談所及びあかしや寮を含む。）
- 各新潟県食肉衛生検査センター
- 新潟県計量検定所
- 新潟県大阪事務所
- 新潟県病虫害防除所
- 各新潟県家畜保健衛生所
- 新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所
- 新潟県流域下水道事務所
- 各新潟県教育庁教育事務所
- 各新潟県警察署

2 労働基準監督署等が職権を行使するもの

名 称	労働基準法 別表第1号別
新潟県立学校給食場	第1号
新潟県佐渡トキ保護センター	第7号
新潟県妙法育成牧場	〃
新潟県福祉保健部生活衛生課動物愛護センター	第13号
各新潟県地域振興局健康福祉環境部	〃

各新潟県地域振興局健康福祉部	〃
新潟県精神保健福祉センター	〃
新潟県コロニーにいがた白岩の里	〃
新潟県はまぐみ小児療育センター	〃
新潟県新潟学園	〃
新潟県立新潟よつば学園寄宿舎	〃
新潟県立長岡聾学校寄宿舎	〃
各新潟県立特別支援学校寄宿舎	〃

教育委員会規則

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第1号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 高等学校教育課 <u>審査調整・奨学金係</u> 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p><u>(8) 保健体育課</u> 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～生徒指導課 (略)</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 県立文書館に関する事項</u></p>	<p style="text-align: center;">(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 高等学校教育課 <u>審査調整係</u> <u>奨学金係</u> 管理係 企画振興係 指導第1係 指導第2係</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p><u>(8) 文化行政課</u> <u>文化係</u> <u>埋蔵文化財係</u> <u>世界遺産登録推進室</u></p> <p><u>(9) 保健体育課</u> 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係 <u>全国高校総体推進班</u></p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～生徒指導課 (略)</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>文化行政課</u></p> <p><u>(1) 文化財に関する事項</u></p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p><u>(3) 埋蔵文化財包蔵地の周知及び発掘に関する事項</u></p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p><u>(5) 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認に関する事項</u></p> <p><u>(6) 県文化財保護審議会に関する事項</u></p> <p><u>(7) 教育委員会の芸術文化に関する事項</u></p> <p><u>(8) 博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく博物館及び博物館に相当する施設に関する事項</u></p> <p><u>(9) 削除</u></p>

保健体育課 (略)

(分掌事務)

第13条 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～学校支援第2課 (略)

社会教育課

(1)～(3) (略)

(4) (略)

2・3 (略)

第6節 削除

第17条の3及び第17条の4 削除

(10) 県立近代美術館に関する事項

(11) 県政記念館に関する事項

(12) 県立文書館に関する事項

(13) 県埋蔵文化財センターに関する事項

(14) 世界遺産登録に関する事項

保健体育課 (略)

(分掌事務)

第13条 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課～学校支援第2課 (略)

社会教育課

(1)～(3) (略)

(4) 芸術文化振興に関する事項

(5) (略)

(6) 文化財保護に関する事項

2・3 (略)

第6節 近代美術館

第17条の3 削除

(組織及び分掌事務)

第17条の4 新潟県立近代美術館に次の課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1) 職員の人事及び給与に関する事項

(2) 公印及び文書に関する事項

(3) 配当予算の経理に関する事項

(4) 統計に関する事項

(5) 施設及び設備等の維持管理に関する事項

(6) 管内の取締りに関する事項

(7) 施設及び設備等の使用許可に関する事項

(8) 美術館協議会に関する事項

(9) 他課の所管に属しない事項

学芸課

(1) 美術品等の収集、保守管理及び展示に関する事項

(2) 美術品及び美術に関する資料の利用についての助言指導に関する事項

(3) 展覧会の企画及び開催に関する事項

(4) 美術に関する専門的、技術的な調査研究に関する事項

(5) 美術に関する研究報告書等の作成に関する事項

(6) 美術に関する講演会、研究会等の開催及び普及援助に関する事項

(7) 美術品等の寄贈及び寄託の受入に関する事項

(8) 報道、広報に関する事項

(9) 美術関係機関、団体等との連絡提携に関する事

(職の設置)

第19条 本庁、出先機関及び教育機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員及び技術職員をもつてあてる職

(1)～(6) (略)

(7) (略)

用員をもつてあてる職 (略)

第23条 削除

第25条の4 (略)

項

(10) 美術品収集委員会に関する事項

(11) 前各号のほか、美術に関する事項

2 近代美術館の事務の一部を分掌させるため、次のとおり分館を置く。

<u>名称</u>	<u>位置</u>
新潟県立近代美術館万代島美術館	新潟市

3 前項の分館に業務課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 職員の人事及び給与に関する事項

(2) 公印及び文書に関する事項

(3) 配当予算の経理に関する事項

(4) 統計に関する事項

(5) 施設及び設備等の維持管理に関する事項

(6) 館内の取締りに関する事項

(7) 施設及び設備等の使用許可に関する事項

(8) 美術品等の収集、保守管理及び展示に関する事項

(9) 美術品及び美術に関する資料の利用についての助言指導に関する事項

(10) 展覧会の企画及び開催に関する事項

(11) 美術に関する専門的、技術的な調査研究に関する事項

(12) 美術に関する研究報告書等の作成に関する事項

(13) 美術に関する講演会、研究会等の開催及び普及援助に関する事項

(14) 美術品等の寄贈及び寄託の受入に関する事項

(15) 報道、広報に関する事項

(16) 美術関係機関、団体等との連絡提携に関する事項

(17) 近代美術館との連絡調整に関する事項

(18) その他総務及び学芸に関する事項

(職の設置)

第19条 本庁、出先機関及び教育機関に、法令の規定により置かれる職並びに第2節及び第3節の規定により置く職制上の職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員及び技術職員をもつてあてる職

(1)～(6) (略)

(7) 文化財調査員

(8) 美術学芸員

(9) (略)

用員をもつてあてる職 (略)

(政策企画員)

第23条 文化行政課に政策企画員を置く。

第25条の4 (略)

第25条の5及び第25条の6 削除

(次長等)

第27条 教育センター、生涯学習推進センター及び少年自然の家に次長を、図書館及び文書館に副館長を置く。

2 (略)

第27条の2 削除

第29条の3 削除

(課長代理)

第29条の6 図書館の課に課長代理を置くことができる。

2 (略)

(附属機関)

第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。

名称	担当する事務
新潟県産業教育審議会	(略)

(美術学芸員)

第25条の5 文化行政課に専門学芸員及び主任学芸員を置くことができる。

2 専門学芸員及び主任学芸員は、上司の命を受けて美術に関する専門的技術的事務に従事する。

(文化財調査員)

第25条の6 文化行政課及び教育事務所に専門調査員及び主任調査員を置くことができる。

2 専門調査員及び主任調査員は、上司の命を受けて文化財保護に関する専門的技術的事務に従事する。

(次長等)

第27条 教育センター、生涯学習推進センター及び少年自然の家に次長を、図書館、近代美術館及び文書館に副館長を置く。

2 (略)

第27条の2 近代美術館の分館に万代島美術館長を置く。

2 万代島美術館長は、上司の命を受けて分館の事務を処理する。

(美術学芸員)

第29条の3 近代美術館に専門学芸員及び主任学芸員を置くことができる。

2 専門学芸員及び主任学芸員は、上司の命を受けて美術に関する専門的技術的事務に従事する。

(課長代理)

第29条の6 図書館及び近代美術館の課に課長代理を置くことができる。

2 (略)

(附属機関)

第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。

名称	担当する事務
新潟県産業教育審議会	(略)
新潟県文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する事項を調査審議し、これらの事項に関し教育委員会の諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会に建議する。

(略)	(略)	(略)	(略)
生涯学習審議会	(略)	生涯学習審議会	(略)
(略)	(略)	新潟県立近代美術館協議会	県立近代美術館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる。
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第2号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務の委任) 第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(9) (略) <u>(10)から(12)の2まで 削除</u>	(事務の委任) 第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(9) (略) <u>(10) 県指定有形文化財、県指定無形文化財、県指定民俗文化財及び県指定史跡、名勝、天然記念物の指定又は指定の解除をすること。</u> <u>(11) 県指定無形文化財の保持者若しくは保持団体の認定又は認定の解除をすること。</u> <u>(11)の2 県選定保存技術の選定及び保持者又は保存団体の認定並びに選定及び認定の解除をすること。</u> <u>(12) 文化財保存地区を設定すること。</u> <u>(12)の2 史跡名勝天然記念物の仮指定の処分をすること。</u> (13)～(22) (略)
(13)～(22) (略)	(13)～(22) (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会
教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会表彰規則（昭和38年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(表彰の対象)</p> <p>第2条 表彰は、次に掲げる者について行う。 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰は、次の方法により行う。 (1) 表彰状は、<u>前条第1項第1号から第7号まで</u>のいずれか又は同条第2項に該当する者に授与する。 (2) 賞状は、<u>前条第1項第8号</u>に該当する者に授与する。 (3) 感謝状は、<u>前条第1項第9号</u>に該当する者に贈呈する。 (4) <u>前条第1項第10号</u>に該当する者については、前各号に準じて授与又は贈呈する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(欠格条項)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、表彰（<u>第2条第1項第1号から第6号まで及び第2項に掲げる者に対するものに限る。</u>）を行わないものとする。 (1)・(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(表彰の対象)</p> <p>第2条 表彰は、次に掲げる者について行う。 (1)～(5) (略) <u>(6) 学術文化の向上発展に貢献し、その功績が著しい者</u> <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰は、次の方法により行う。 (1) 表彰状は、<u>前条第1項第1号から第8号まで</u>のいずれか又は同条第2項に該当する者に授与する。 (2) 賞状は、<u>前条第1項第9号</u>に該当する者に授与する。 (3) 感謝状は、<u>前条第1項第10号</u>に該当する者に贈呈する。 (4) <u>前条第1項第11号</u>に該当する者については、前各号に準じて授与又は贈呈する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(欠格条項)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、表彰（<u>第2条第1項第1号から第7号まで及び第2項に掲げる者に対するものに限る。</u>）を行わないものとする。 (1)・(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則

新潟県教育財産事務取扱規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（教育財産の使用許可基準）</p> <p>第25条 教育機関の長等は、教育財産の使用目的が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第238条の4第7項の規定に基づき使用させることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（教育財産の使用許可基準）</p> <p>第25条 教育機関の長等 <u>（近代美術館万代島美術館長を含む。第28条において同じ。）</u>は、教育財産の使用目的が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第238条の4第7項の規定に基づき使用させることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県政記念館規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第5号

新潟県政記念館規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 新潟県政記念館規則（昭和50年新潟県教育委員会規則第4号）
- (2) 新潟県文化財保護条例施行規則（昭和51年新潟県教育委員会規則第8号）
- (3) 新潟県立近代美術館規則（平成5年新潟県教育委員会規則第5号）
- (4) 新潟県埋蔵文化財センター規則（平成8年新潟県教育委員会規則第12号）

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会
教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																				
<p>第5号様式（第10条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">所属名 職名 氏名</p> <p style="text-align: center;">結核性疾病休暇（休暇延長）願</p> <p>私は、別紙医師の診断書のとおり（病名）により、<u>休養加療を要しますので、休暇（休暇延長）を承認くださるようお願い出ます。</u></p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">年次休暇期間</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6号様式（第10条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">所属名 職名 氏名</p>	年次休暇期間	(略)	(略)		<p>第5号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">所属長</p> <p style="text-align: center;">結核性疾病 ^{ 休 暇 }_{ 休暇延長 } 願</p> <p>下記のとおりの願い出がありましたので</p> <p><u>{承認}</u> <u>{延長承認}</u> くださるよう副申します。</p> <p>1 現所属 勤務年月日 年 月 日</p> <p>2 過去1年の出勤状況（月別に休暇・欠勤の種類別に具体的に記入のこと。）</p> <p>3 既承認期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>4 休暇延長予定期間 年 月 日から 年 月 日まで (通算 月 日)</p> <p>5 休養等に対する所見 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">私は、別紙医師の診断書のとおり（病名）により、休養加療を要しますので、^{ 休 暇 }_{ 休暇延長 }を承認くださるようお願い出ます。</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">所属名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">職名・氏名</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>年次休暇期間</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6号様式（第10条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">所属長</p>	私は、別紙医師の診断書のとおり（病名）により、休養加療を要しますので、 ^{ 休 暇 } _{ 休暇延長 } を承認くださるようお願い出ます。				所属名		職名・氏名		年次休暇期間	(略)			(略)			
年次休暇期間	(略)																				
(略)																					
私は、別紙医師の診断書のとおり（病名）により、休養加療を要しますので、 ^{ 休 暇 } _{ 休暇延長 } を承認くださるようお願い出ます。																					
所属名		職名・氏名																			
年次休暇期間	(略)																				
(略)																					

出勤願

私は、(病名)により 年 月 日から休養加療中のところ、別紙医師の診断書のとおり出勤可能となりましたので出勤を承認して下さるようお願いいたします。

(略)

出勤希望年月日	
(略)	

(略)

第6号様式の3 (第10条の2関係)

(略)

所属名
職名 氏名

育児休業承認請求書

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項(第3条第1項)の規定により育児休業の承認(期間延長)を請求します。

(略)

請求に係る子
(略)

(略)

第6号様式の5 (第10条の2関係)

(略)

所属名
職名 氏名

養育状況変更届

育児休業(育児短時間勤務・部分休業)に係る

出勤願

下記のとおり出勤の願い出がありましたので承認くださるよう副申します。

1 結核性疾病休暇承認年月日及び承認期間

年 月 日(教総第 号)
年 月 日から 年 月 日まで
(通算 月 日)

2 出勤希望年月日 年 月 日

3 出勤等に対する所見

(略)

私は、(病名)により 年 月 日から休養加療中のところ、別紙医師の診断書のとおり出勤可能となりましたので出勤を承認して下さるようお願いいたします。

所属名		職名・氏名	
出勤希望年月日			
(略)			

(略)

第6号様式の3 (第10条の2関係)

番 号

(略)

所属長

育児休業承認請求書

下記のとおり育児休業の承認(期間延長)の請求がありましたので承認(期間延長)されるよう副申します。

所属長 所見	(代替職員の要否その他参考事項)
-----------	------------------

(略)

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項(第3条第1項)の規定により育児休業の承認(期間延長)を請求します。

年 月 日

所属名		職名・氏名	
請求に係る子			
(略)			

(略)

第6号様式の5 (第10条の2関係)

番 号

(略)

所属長

養育状況変更届

下記のとおり育児休業(育児短時間勤務・部分

子の養育状況について変更が生じたので、職員の育児休業等に関する規則第 4 条第 1 項（第 6 条において準用する同規則第 4 条第 1 項・第 8 条において準用する同規則第 6 条において準用する同規則第 4 条第 1 項）の規定により届け出ます。

(略)

育児休業等承認期間	(略)
(略)	

注 育児休業又は育児短時間勤務に係る養育状況の変更の場合は、所属長は、養育状況変更届副申書を添付の上、主務課長を経由して人事主管課に提出すること。

第 6 号様式の 6（第 10 条の 2 関係）

(略)

所属名
職名 氏名

育児短時間勤務承認請求書

地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 2 項（第 11 条第 1 項）の規定により育児短時間勤務の承認（期間延長）を請求します。

(略)

請求に係る子
(略)
(略)

休業）に係る子の養育状況の変更の届出がありましたので職務の復帰等を発令をされるよう副申します。

代替職員 の措置	
-------------	--

(略)

育児休業（育児短時間勤務・部分休業）に係る子の養育状況について変更が生じたので、職員の育児休業等に関する規則第 4 条第 1 項（第 6 条において準用する同規則第 4 条第 1 項・第 8 条において準用する同規則第 6 条において準用する同規則第 4 条第 1 項）の規定により届け出ます。 年 月 日	
所属名	職名・氏名
育児休業等承認期間	(略)
(略)	

注 育児休業又は育児短時間勤務に係る養育状況の変更の場合は、所属長は、代替職員の措置の欄に必要事項を記入の上、主務課長を経由して人事主管課に提出すること。

第 6 号様式の 6（第 10 条の 2 関係）

番 号

(略)

所属長

育児短時間勤務承認請求書

下記のとおり育児短時間勤務の承認（期間延長）の請求がありましたので承認（期間延長）されるよう副申します。

所属長 所見	(代替職員の要否その他参考事項)
-----------	------------------

(略)

地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条第 2 項（第 11 条第 1 項）の規定により育児短時間勤務の承認（期間延長）を請求します。 年 月 日	
所属名	職名・氏名
請求に係る子	
(略)	
(略)	

◎新潟県教育委員会訓令第2号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(教育機関の長への委任)	(教育機関の長への委任)
第5条 教育財産の目的外使用の許可をすることは、 教育機関の長に委任する。	第5条 教育財産の目的外使用の許可をすることは、 教育機関の長 <u>(近代美術館万代島美術館長を含む。)</u> に委任する。
2 (略)	2 (略)

◎新潟県教育委員会訓令第 3 号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 29 日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 2 の 4（第 4 条の 4 関係） （係長共通専決事項） (1) (略) <u>(2) 届出及び報告を受理すること（輕易なものに限る。）。</u> <u>(3) (略)</u></p> <p>別表第 4（第 5 条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課～生涯学習推進課（略）</p>	<p>別表第 2 の 4（第 4 条の 4 関係） （係長共通専決事項） (1) (略) (2) (略)</p> <p>別表第 4（第 5 条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課～生涯学習推進課（略） 文化行政課 教育次長専決事項</p> <p>(1) <u>文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第184条第1項の規定による県教育委員会が行うこととされた事務のうち同項第1号から第5号に掲げる事務の処理に関すること。</u> (2) <u>削除</u> (3) <u>削除</u> (4) <u>文化財保護指導委員の巡視計画の実施をすること。</u> (5) <u>県指定文化財の管理、修理等及び公開に関し必要な勧告をすること。</u> 文化行政課長専決事項 (1) <u>法第184条第1項の規定により県教育委員会が行うこととされた事務のうち同項第6号に掲げる事務（法第92条第2項の規定による命令、法第96条第2項又は第7項による命令及び同条第5項又は第7項の規定による期間の延長を除く。）の処理に関すること。</u> (1)の2 <u>法第102条第1項及び第2項の規定による埋蔵物として提出された物件を鑑査し、及び認定すること。</u></p>

保健体育課 (略)

別表第6 (第13条関係)

(出先機関の長等の個別的専決事項)
教育事務所 (略)

別表第7 (第13条の3関係)

受任者の権限に属する事務の専決事項

専決権限を有する者	専決事項
出先機関等の次長 図書館副館長 文書館副館長	(1)～(15) (略)

- (2) 埋蔵文化財に関する発掘調査の実施をすること。
- (3) 埋蔵文化財包蔵地に関する資料の整備をすること。
- (4) 県有形文化財等の管理責任者の選任、変更、解任等の届出の受理をすること。
- (5) 文化財保護に関する研修計画の実施をすること。
- (6) 芸術文化振興に関する研修計画の実施をすること。
- (7) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条の2の規定により県教育委員会が行うこととされた事務の処理に関すること。
- (8) 国有財産法(昭和23年法律第73号)による国有財産(文化財)の現況報告をすること。
- (9) 歴史資料の寄託及び寄付を受け付けること。
- (10) 新潟県埋蔵文化財センターに関すること。

保健体育課 (略)

別表第6 (第13条関係)

(出先機関の長等の個別的専決事項)
教育事務所 (略)

近代美術館

近代美術館万代島美術館長専決事項

任用期間が1年未満の会計年度任用職員の任免をすること。

別表第7 (第13条の3関係)

受任者の権限に属する事務の専決事項

専決権限を有する者	専決事項
出先機関等の次長 図書館副館長 文書館副館長	(1)～(15) (略)
近代美術館副館長	(1) 職員(副館長以上の職員及び分館の職員を除く。以下この項において同じ。)の旅行の命令をすること。 (2) 職員の旅行の復命を受けること。 (3) 職員の時間外勤務等の命令をすること。 (4) 職員の休暇等の承認等をすること。 (5) 削除 (6) 一般職員勤務時間条例第6条の規定に基づく職員の週休日の振替又は半日勤務時間の

			<p>割振り変更を行うこと。</p> <p>(7) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。</p> <p>(8) 一般職員勤務時間条例第11条による職員の代休日を指定すること。</p> <p>(9) 職員の身分証明書の発行及び通勤証明をすること。</p> <p>(10) 職員の被服の貸与をすること。</p> <p>(11) 登退庁簿の確認をすること。</p> <p>(12) 新潟県教育委員会文書規程第5条の規定によるファイル基準表の作成、完結文書の保存期間を決定すること及び個別フォルダー等の保存期間満了時の措置を定めること。</p> <p>(13) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者資格取得、喪失の届出及び雇用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。</p> <p>(14) 軽易な証明書の発行をすること。</p> <p>(15) 軽易な通知、督促、届出、照会、回答、依頼、報告等の事務連絡をすること。</p> <p>(16) その他館長が指定した事項を処理すること。</p>	<p>割振り変更を行うこと。</p> <p>(7) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。</p> <p>(8) 一般職員勤務時間条例第11条による職員の代休日を指定すること。</p> <p>(9) 職員の身分証明書の発行及び通勤証明をすること。</p> <p>(10) 職員の被服の貸与をすること。</p> <p>(11) 登退庁簿の確認をすること。</p> <p>(12) 新潟県教育委員会文書規程第5条の規定によるファイル基準表の作成、完結文書の保存期間を決定すること及び個別フォルダー等の保存期間満了時の措置を定めること。</p> <p>(13) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者資格取得、喪失の届出及び雇用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。</p> <p>(14) 軽易な証明書の発行をすること。</p> <p>(15) 軽易な通知、督促、届出、照会、回答、依頼、報告等の事務連絡をすること。</p> <p>(16) その他館長が指定した事項を処理すること。</p>
		近代美術館万代島美術館長	<p>(1) 職員（万代島美術館長を除く。）の事務分担の決定すること。</p> <p>(2) 職員の旅行の命令をすること。</p>	<p>(1) 職員（万代島美術館長を除く。）の事務分担の決定すること。</p> <p>(2) 職員の旅行の命令をすること。</p>

- (3) 職員の旅行の復命を受けること。
- (4) 職員の時間外勤務等の命令をすること。
- (5) 職員の休暇等の承認等をすること。
- (6) 一般職員勤務時間条例第6条の規定に基づく職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (7) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。
- (8) 一般職員勤務時間条例第11条による職員の代休日を指定すること。
- (9) 職員の身分証明書の発行及び通勤証明をすること。
- (10) 職員の被服の貸与をすること。
- (11) 登退庁簿の確認をすること。
- (12) 新潟県教育委員会文書規程第5条の規定によるファイル基準表の作成、完結文書の保存期間を決定すること及び個別フォルダー等の保存期間満了時の措置を定めること。
- (13) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者資格取得、喪失の届出及び雇用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。
- (14) 軽易な証明書の発行をすること。
- (15) 軽易な通知、督促、届出、照会、回答、依頼、報告等の事務連絡をすること。

			(16) その他近代美術館長が指定した事項を処理すること。
別表第 8 (第13条の 3 関係) 出先機関等の次長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長等の専決事項について専決する者		別表第 8 (第13条の 3 関係) 出先機関等の次長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長等の専決事項について専決する者	
専決権限を有する者	専決する者	専決権限を有する者	専決する者
(略)		(略)	
文書館副館長	文書館長	文書館副館長	文書館長
		近代美術館副館長	近代美術館長
		近代美術館万代島美術館長	近代美術館長

◎新潟県教育委員会訓令第4号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表第2（第36条、第36条の2関係）			別表第2（第36条、第36条の2関係）		
番号	学校の名称	記号	番号	学校の名称	記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	<u>新潟よつば学園</u>	<u>新よ学</u>	(略)	<u>新潟県立新潟盲学校</u>	<u>新盲</u>
<u>特2</u>	(略)	(略)	<u>特2</u>	<u>新潟県立新潟聾学校</u>	<u>新聾</u>
<u>特3</u>	(略)	(略)	<u>特3</u>	(略)	(略)
<u>特4</u>	(略)	(略)	<u>特4</u>	(略)	(略)
<u>特5</u>	(略)	(略)	<u>特5</u>	(略)	(略)
<u>特6</u>	(略)	(略)	<u>特6</u>	(略)	(略)
<u>特7</u>	(略)	(略)	<u>特7</u>	(略)	(略)
<u>特8</u>	(略)	(略)	<u>特8</u>	(略)	(略)
<u>特9</u>	(略)	(略)	<u>特9</u>	(略)	(略)
<u>特10</u>	(略)	(略)	<u>特10</u>	(略)	(略)
<u>特11</u>	(略)	(略)	<u>特11</u>	(略)	(略)
<u>特12</u>	(略)	(略)	<u>特12</u>	(略)	(略)
<u>特13</u>	(略)	(略)	<u>特13</u>	(略)	(略)
<u>特14</u>	(略)	(略)	<u>特14</u>	(略)	(略)
<u>特15</u>	(略)	(略)	<u>特15</u>	(略)	(略)
<u>特16</u>	(略)	(略)	<u>特16</u>	(略)	(略)
<u>特17</u>	(略)	(略)	<u>特17</u>	(略)	(略)
<u>特18</u>	(略)	(略)	<u>特18</u>	(略)	(略)
<u>特19</u>	(略)	(略)	<u>特19</u>	(略)	(略)
<u>特20</u>	(略)	(略)	<u>特20</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>特21</u>	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)

◎新潟県教育委員会訓令第5号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中項及び別表の号の表示に下線が引かれた項及び別表の号（以下「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の号の表示並びに削除項等を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例）</p> <p>第2条の3 職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、<u>終業の時刻</u>から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>別表（第2条関係） (1)～(7) （略）</p>	<p>（職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例）</p> <p>第2条の3 職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、<u>事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻</u>から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。</p> <p><u>2 次の各号のいずれにも該当し、かつ、所属長が指定した職員については、前項中「事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻」とあるのは、「終業の時刻」とする。</u></p> <p><u>(1) 1月当たりの時間外勤務が60時間以上見込まれること。</u></p> <p><u>(2) おおむね1週間以上にわたり、かつ、長時間の時間外勤務が見込まれること。</u></p> <p>別表（第2条関係） (1)～(7) （略） (8) <u>新潟県立近代美術館における展示業務</u></p>

◎新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会文書規程（平成7年9月新潟県教育長訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第1		別表第1	
記号	課名	記号	課名
(略)		(略)	
教生	生涯学習推進課	教生	生涯学習推進課
		教文	文化行政課
(略)		(略)	
別表第2		別表第2	
記号	出先機関及び教育機関の名称	記号	出先機関及び教育機関の名称
(略)		(略)	
教生セ	生涯学習推進センター	教生セ	生涯学習推進センター
		教青研	青少年研修センター
教少	少年自然の家	教少	少年自然の家
		教近美	近代美術館
		教近美万	近代美術館万代島美術館
(略)		(略)	

◎新潟県教育委員会訓令第7号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会
教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前																																												
別表1（第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校			別表1（第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟翠江高等学校（通信制）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田竹俣特別支援学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>五泉特別支援学校（分校）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	新潟翠江高等学校（通信制）			(略)			新発田竹俣特別支援学校（分校）			<u>五泉特別支援学校（分校）</u>			(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟翠江高等学校（通信制）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>新発田南高等学校（分校）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田竹俣特別支援学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	新潟翠江高等学校（通信制）			<u>新発田南高等学校（分校）</u>			(略)			新発田竹俣特別支援学校（分校）			(略)				
学校の名称	増員数	増員内訳																																													
(略)	(略)	(略)																																													
新潟翠江高等学校（通信制）																																															
(略)																																															
新発田竹俣特別支援学校（分校）																																															
<u>五泉特別支援学校（分校）</u>																																															
(略)																																															
学校の名称	増員数	増員内訳																																													
(略)	(略)	(略)																																													
新潟翠江高等学校（通信制）																																															
<u>新発田南高等学校（分校）</u>																																															
(略)																																															
新発田竹俣特別支援学校（分校）																																															
(略)																																															
2・3（略）			2・3（略）																																												
4 寄宿舎及び給食調理場を有する学校			4 寄宿舎及び給食調理場を有する学校																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>新潟よつば学園</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	<u>新潟よつば学園</u>			(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟盲学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟豊学校</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	新潟盲学校	(略)	(略)	新潟豊学校			(略)																						
学校の名称	増員数	増員内訳																																													
(略)	(略)	(略)																																													
<u>新潟よつば学園</u>																																															
(略)																																															
学校の名称	増員数	増員内訳																																													
新潟盲学校	(略)	(略)																																													
新潟豊学校																																															
(略)																																															
5（略）			5（略）																																												

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県埋蔵文化財価格評価員規程（平成12年新潟県教育委員会告示第6号）及び新潟県埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規程（平成12年新潟県教育委員会告示第7号）は、令和4年3月31日限り廃止する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会
教育長 稲 荷 善 之

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第1号

新潟県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年3月新潟県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

新潟県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年3月新潟県地方労働委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項第2号の規定にかかわらず、新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年新潟県条例第83号)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合であって、委員会がその保有するプログラムにより公開を実施することができるときは、当該電磁的記録を当該電子情報処理組織を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに複写させる方法により公開を行うことができる。</u></p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</p> <p>2 (略)</p>